

山形県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者及び肝炎患者の受診並びに継続的な受療を促進するなど、山形県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者（以下「肝炎患者等」という。）の早期発見を図るとともに、肝炎患者が適切な医療を受けられるように、行政機関や職域の関係者などとの連携の窓口となり、行政機関や医療機関によるフォローアップや支援が円滑に行われるよう活動することを役割とする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言を行うこと
- (2) 肝炎患者等を支援するための制度の周知や窓口の案内を行うこと
- (3) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び検査陽性者への受診勧奨を行うこと
- (4) (1) から (3) までのほか、目的の達成に必要な活動

(認定)

第4条 県は、次に掲げる者のうち、養成講習会を受講し、習熟度に関する試験に合格したものをコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 県内の肝疾患診療連携拠点病院、肝炎専門医療機関又は検診機関に所属する看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー等で肝炎対策を担当する者
- (2) 県又は県内の市町村の保健師等で肝炎対策を担当する者

2 コーディネーターの認定期間は3年とし、継続講習を受講した者について認定を3年更新するものとする。

(登録等)

第5条 県は、前条の規定によるコーディネーターの認定を行ったときは、認定証(様式第1号)を交付し、登録名簿に登録を行うものとする。

2 県は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。

- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 本人から認定取消の申し出があったとき
- (3) 認定を更新しないとき

(変更又は訂正)

第6条 認定証の交付を受けた者は、所属機関等に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第2号)により、知事に届け出るものとする。

(再交付)

第7条 認定証の交付を受けた者が下記により再交付の必要が生じたときは、再交付申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(1) 紛失したとき

(2) き損したとき

(3) その他やむを得ない理由により再交付の必要が生じたとき

2 再交付を受けた者が、紛失した認定証を発見したときは、この認定証を知事に返却するものとする。

(技能向上及び活動支援)

第8条 県は、コーディネーター養成講習会及び継続講習の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は、コーディネーターの所属機関一覧を県ホームページ等へ掲載し、周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター養成について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

認 定 証

氏名

山形県肝炎医療コーディネーターに認定します。

認定番号 第 号
有効期限 年 月 日
所属機関

年 月 日

山形県知事

印

山形県肝炎医療コーディネーター変更届

山形県知事 殿

氏名
認定番号

印

山形県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		変更前	変更後
氏 名			
所属 機関	名称		
	所在地		
	電話番号		
備 考			

山形県肝炎医療コーディネーター認定証再交付申請書

山形県知事 殿

氏名

印

認定番号

山形県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第7条の規定に基づき、認定証の再交付を申請します。

申請理由：